

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 基本サービス及び加算

※ 地域区分単価:1級地(1単位=11.40)

(1) 基本サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護Ⅱ(連携型)

※月途中の利用開始または終了及び短期入所生活介護を利用した際は日割り計算となります。

※通所介護サービスを利用された際は、その利用回数に応じて減算となります。

(2) 加算

初期加算

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日から起算して30日間以内の期間加算されます。

30日を超える病院又は診療所への入院後、再びサービスを開始する場合も同様に加算されます。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上の取り組みを行う事業所に加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

経験・技能のある介護職員に更なる処遇の改善を進める事業所に加算されます。

総合マネジメント体制強化加算

ご利用者の心身の状況やご家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の他職種連携により、適切に見直しを行い、病院又は診療所に対し日常的に情報提供を行う事業所に加算されます。

サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)

介護福祉士を40%以上配置している事業所に加算されます。

介護職員等ベースアップ等支援加算Ⅰ

2. 利用料

(1) 介護保険利用者負担金額

(2) 通信機器通話料

【表】定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスおよび利用料一覧

項目		定期巡回・随時対応型訪問介護看護Ⅱ(連携型)								
		月額								
		単位	金額(円)	9割(保険分:円)	1割(利用者負担分:円)	8割(保険分:円)	2割(利用者負担分:円)	7割(保険分:円)	3割(利用者負担分:円)	
基本サービス	利用者負担分(月額)	介護度1	5,697	64,945	58,450	6,495	51,956	12,989	45,461	19,484
		介護度2	10,168	115,915	104,323	11,592	92,732	23,183	81,140	34,775
		介護度3	16,883	192,466	173,219	19,247	153,972	38,494	134,726	57,740
		介護度4	21,357	243,469	219,122	24,347	194,775	48,694	170,428	73,041
		介護度5	25,829	294,450	265,005	29,445	235,560	58,890	206,115	88,335
加算サービス	加算該当者のみ負担分(1日)	初期加算	30	342	307	35	273	69	239	103
通所サービスを利用した場合の調整		介護度1	-62	-706	-635	-71	-564	-142	-494	-212
		介護度2	-111	-1265	-1138	-127	-1012	-253	-885	-380
		介護度3	-184	-2097	-1887	-210	-1677	-420	-1,467	-630
		介護度4	-233	-2656	-2390	-266	-2124	-532	-1,859	-797
		介護度5	-281	-3203	-2882	-321	-2562	-641	-2,242	-961
総合マネジメント体制強化加算(1月につき)			1,000	11,400	10,260	1,140	9,120	2,280	7,980	3,420
生活機能向上連携加算(1月につき)	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,140	1,026	114	912	228	798	342	
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,280	2,052	228	1,824	456	1,596	684	
認知症専門ケア加算(1月につき)	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	90	1,026	923	103	820	206	718	308	
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	120	1,368	1,231	137	1,094	274	957	411	
サービス提供体制強化加算(1月につき)	サービス提供体制強化加算Ⅰ	750	8,550	7,695	855	6,840	1,710	5,985	2,565	
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	640	7,296	6,566	730	5,836	1,460	5,107	2,189	
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	350	3,990	3,591	399	3,192	798	2,793	1,197	
介護職員処遇改善加算(1月につき)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記の算定した単位数合計の介護職員処遇改善加算(13.7%)に相当する単位数に地域単価(11.40)を掛けた額								
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	上記の算定した単位数合計の介護職員処遇改善加算(10.0%)に相当する単位数に地域単価(11.40)を掛けた額								
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	上記の算定した単位数合計の介護職員処遇改善加算(5.5%)に相当する単位数に地域単価(11.40)を掛けた額								
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	上記の算定した単位数合計の介護職員処遇改善加算(5.5%の90/100)に相当する単位数に地域単価(11.40)を掛けた額								
介護職員等特定処遇改善加算(1月につき)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	上記の算定した単位数合計の介護職員等特定処遇改善加算(6.3%)に相当する単位数に地域単価(11.40)を掛けた額								
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	上記の算定した単位数合計の介護職員等特定処遇改善加算(4.2%)に相当する単位数に地域単価(11.40)を掛けた額								
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)	上記の算定した単位数合計の介護職員等特定処遇改善加算(2.4%)に相当する単位数に地域単価(11.40)を掛けた額								
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅳ)	上記の算定した単位数合計の介護職員等特定処遇改善加算(2.4%)に相当する単位数に地域単価(11.40)を掛けた額								
通信機器通話料										実費

※2022(令和4)年度介護報酬改正による単位を基準とします。(2022年10月1日から適用)

※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。

※千代田区介護サービス利用料軽減対象確認証をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。

※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差し替えます。

※1ヶ月の利用定額と加算額を合計した金額を提示します。金額変動については、

利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。

※日割り計算は「月額÷当該月の日数を1日の単位」とする。